

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(給与改善調整手当)</p> <p>第30条の9 給与改善調整手当は、<u>看護職員処遇改善評価料における賃金の改善措置が必要な職員のうち、理事長が定める職員に支給する。</u></p> <p>2 給与改善調整手当の月額は、10,700円とする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、給与改善調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</p> <p>(給与改善調整手当の追加支給)</p> <p>第30条の10 当該年度の看護職員処遇改善評価料に係る賃金改善実績額の全額が看護職員処遇改善評価料による収入の全額を下回る病院に3月31日に在職する職員(前条の手当の支給対象となっている職員に限る。)に対し、<u>次項に定める額を追加して支給する。</u></p> <p>2 <u>給与改善調整手当の追加支給額は、当該年度の看護職員処遇改善評価料に係る賃金改善実績額の全額と看護職員処遇改善評価料による収入の全額の差額に職員の1週間当たりの勤務時間を乗じ3月31日に在職する職員(前条の手当の支給対象となっている職員に限る。)の1週間当たりの総勤務時間で除した額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額)とする。</u></p> <p>3 <u>給与改善調整手当の追加支給日は、6月の給与支給日とする。</u></p> <p>4 <u>前3項に規定するもののほか、給与改善調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</u></p> <p>(診療業務調整手当)</p> <p>第30条の11 診療業務調整手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、診療業務の調整業務に従事する職員に支給する。</p> <p>2 診療業務調整手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。</p> <p>(1) 職務の級が3級の職員 月額5万円</p> <p>(2) 職務の級が4級以上の職員 月額2万円</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、診療業務調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和5年11月1日から施行し、改正後の第30条の10の規定は、令和5年3月31日から適用する。</u></p>	<p>(給与改善調整手当)</p> <p>第30条の9 給与改善調整手当は、<u>給与改善が必要な職員のうち、理事長が定める職員に支給する。</u></p> <p>2 給与改善調整手当の月額は、10,700円とする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、給与改善調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(診療業務調整手当)</p> <p>第30条の10 診療業務調整手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、診療業務の調整業務に従事する職員に支給する。</p> <p>2 診療業務調整手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。</p> <p>(1) 職務の級が3級の職員 月額5万円</p> <p>(2) 職務の級が4級以上の職員 月額2万円</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、診療業務調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</p>	<p>・次条との関係性を明確にするため</p> <p>・看護職員処遇改善評価料の施設基準等の要件に適切に対応するため</p> <p>・前条追加に伴う修正</p>